

平成26年第2回北海道議会定例会 一般質問 開催状況

開催年月日 平成26年6月20日(金)  
 質問者 民主党・道民連合 笹田 浩 議員  
 答弁者 知 事 高橋 はるみ  
 保健福祉部長 高田 久

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>三 介護保険制度について</b></p> <p>来年度からの介護保険制度改正で焦点となっている要支援者へのサービスの一部を市町村事業に移行する法改正が、一昨日決定いたしました。現在の市町村の地域支援事業の財源ルールに当てはめると、給付費見込の4%が上限となり、その上限を超えた分について、一般会計から繰り入れる、もしくは給付を抑制する、もしくはボランティアを活用する、ということになるわけでありまして。サービス提供の方法については、具体的に示されてはおりませんが、介護サービス事業所は、事業収入の減少による事業運営への影響をも危惧をしている状況であります。現状のままで全てを市町村が実施すると仮定した場合、一般会計からの繰入額が、大幅に増加することになります。</p> <p>国は、創意工夫等によってサービスの抑制が図られるとしておりますけれども、ボランティアやNPOに丸投げし、プロのサービスが受けられるとは到底思えません。また、すべての市町村でそのような受け皿となる組織が存在しているとも思えないことから、非常に心配しています。</p> <p>しかし、反面、介護の視点だけではなく、集落対策や地域づくりの仕組みを見直すきっかけになる可能性もあります。町内会、老人クラブなど日頃地域で活動している団体などとの連携で解決できる仕組みを検討するなど、人口減少地域のコミュニティーの再生につなげるきっかけに出来るかもしれません。</p> <p>北海道としての役割は、地域のばらつきを解消するため、地域の医療・介護の地域特性を踏まえた高度な総合的企画指導、関係機関との調整機能の強化、コミュニティー支援などの視点に立って、モデル地域を選定し取り組むなど、市町村に任せることなく先頭になって取り組むべきと思いますが、見解をお伺いいたします。</p>	<p><b>【保健福祉部長】</b></p> <p>介護保険制度に関し、介護保険制度の改正についてでございますが、国は、単身世帯等の増加に伴い、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中で、市町村が地域の実情に応じて、ボランティア、NPO、民間企業などの多様な担い手を活用した生活支援サービスの充実を図り、地域において支え合う体制づくりを進める方針を示しているところであります。</p> <p>こうした中、道といたしましても、第6期介護保険事業支援計画の策定に当たりまして、近く、高齢化対策の総合的な企画、調整を目的として庁内関係部で構成する検討組織を設置し、団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、介護サービスの充実や、医療との連携はもとより、安心して暮らせるコミュニティづくりなど、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めてまいりたいと考えております。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p><b>四 介護保険給付費道費負担金について</b></p> <p>次に介護保険給付費道費負担金についてお伺いします。</p> <p>北海道は各市町村の介護保険事業運営の安定化を図ることを目的として、各市町村の介護保険財政に不足が生じないように、法律に基づいて介護保険給付費道費負担金を交付しています。</p> <p>しかしながら、道においては、昨年度の負担金に対し94.46%と、調整率なるものを適用し、申請額が満額交付されませんでした。</p> <p>これにより市町村は、介護保険財政に不足が生じ、運営に支障が生じているため、準備基金を取崩し、維持していいいます。基金がない市町村はさらに深刻な問題であります。</p> <p>市町村のH24年度から26年度までの第5期介護保険事業計画期間の保険料は、大幅な上昇を抑制するため、準備基金をほぼ全額、ほぼ全て取崩し設定しています。つまり、市町村の介護保険特別会計には、財源にゆとり、余裕などない状況なのであります。</p> <p>仮に今年度も昨年度並みの調整率であった場合、財源の不足も考えられます。</p> <p>事業計画どおり推移し、かつ、給付費の見込み誤り等、市町村の責によらない場合であっても、道の財源不足により、貸付等を受けなければならない、そういう状況に陥れば、次の計画策定においては、この償還分に利息を含めて保険料を算定することとなります。</p> <p>財政安定化基金の設置・運営は道の役割であります。その前に、市町村への負担が優先的に行われるべき役割ではないでしょうか。</p> <p>道の財源が厳しいのは十分理解しますが、健全に適正に事業運営をおこなっている市町村が、財源不足となり、貸付の制度を利用しなければならない状況に陥ることも想定されます。そもそも、市町村の介護保険は、道民が負担する保険料です。道が道の役割をまっとう出来ず、道民にしわよせがくるようなことがあれば、市町村からの信頼は全くなりません。</p> <p><b>(一) 介護保険給付費道費負担金について</b></p> <p>そこでお伺いしますが、平成22年度から負担金の調整を行っていますが、なぜこんなことを行っているのか。また、市町村に対して十分に説明を行っているのか、さらに、過去4年間で、当該年度に交付できなかった負担金の額はいくらになるのかお伺いいたします。</p>	<p><b>【保健福祉部長】</b></p> <p>次に、介護給付費負担金についてでございますが、介護給付に必要な費用の負担は、介護保険法に基づいて、利用者の負担を除き、その50%を保険料により充当され、残り50%について、国25%、都道府県と市町村がそれぞれ12.5%を負担することとされており、近年、高齢者数の増加などによりまして、平成22年度以降、市町村の所要額の伸び率が道の想定する伸び率を大きく上回り、当該年度内に全額交付できず、結果として、多くの市町村にご負担をかける状況が続いているところでございます。</p> <p>このような状況については、事前に各市町村にお知らせしておりますが、平成22年度から25年度までの間、年度内未交付となった負担金は、年度平均では、約17億5千5百万円となっております。翌年度、額の確定後の7月に、全額を交付しているところでございます。</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>(二) 今後の対応について</p> <p>市町村への所要額が交付されなかった場合、市町村は市町村の基金などから補填することになるわけですが、基金残高がない場合は、道の財政安定化基金から貸付を受けることになります。道の基金から貸付を受けるとその分を、来年からの保険料に利息も含めて上乗せしなければならないことになり、保険料を負担する高齢者などに道民にしわ寄せがいくこととなりますが、知事はどのように対応するおつもりかお伺いいたします。</p> <p><b>【再質問】</b></p> <p>四- (二) 今後の対応について</p> <p>次に介護給付費の未交付の問題について、再質問します。</p> <p>答弁では、平均で17億5千5百万円が未交付と、そういうことでありますけれども、実は昨年度は、約24億円、一昨年度は約30億円と、近年、あまりにも大きな額になっていることが心配なんであります。</p> <p>実はこのような処理は、介護給付費道費負担金だけではありません。障害者の施設サービスや、居宅サービスなどに対して、法律により負担することになっている障がい者自立支援給付費の道費負担金も数年間、満額交付できなく、昨年度決算では約94%しか負担できず、その未交付額は約10億円あります。昨年度は介護と合わせると約34億円、一昨年度には約38億円になっております。</p> <p>介護給付費は介護保険制度を利用する高齢者の方々が増加し、給付費が大きくなって、1%見誤ると、5億から6億円変動するなど、積算が難しいことは一定程度理解をします。</p> <p>しかし、交付しようと思えば、交付できないものではなく、絶対に交付しなければならないものなのであります。さらに言わせてもらえば、こういう処理の仕方をしなければならないほど、道の財政が悪化していると判断すべきにも関わらず、知事は今年の第1回定例会の予算特別委員会の総括質疑で財政構造は一定程度改善しつつあると答弁なされて、25年度の余剰財源をこのような市町村への負担金に充てず、道債の繰り上げ償還に回しました。知事の財政に対する認識は、甘くはないでしょうか。</p> <p>道の財政、きびしい財政状況がある意味、道よりももっと厳しいところもあるのにも関わらず、すべての市町村に転嫁し、押しつける結果になっていることは、到底容認できるものではありません。</p> <p>介護給付費道費負担金は、法律に明記された義務的負担であり、当然に満額を交付すべきものであります。保険料に上乗せされてそのしわ寄せが道民にいくことが、あっては絶対ならないということでもあります。</p> <p>もう一度お伺いしますが、今年度の対応をどうするおつもりですか。</p>	<p><b>【知事】</b></p> <p>次に介護給付費負担金の対応についてであります。近年、介護保険制度の定着や介護を必要とする割合の高い後期高齢者等の増加などから、介護給付に必要な費用の負担は増嵩しているところであり、道の負担金の一部について、翌年度に繰り越す状況となっているところでもあります。</p> <p>これに伴い、市町村において、現年度の道の負担金の不足により、道の財政安定化基金から貸付を受ける場合には、その償還額を、次期の市町村介護保険事業計画に反映させることとなり、介護保険料の増額につながることも想定されるところであります。</p> <p>このため、道といたしましては、市町村に対する所要額調査の実施時期、内容等を見直すなどして、よりの確な予算積算に努めてまいる考えであります。なお、介護給付費負担金の額については、担当の部長より答弁させていただきます。</p> <p><b>【知事】</b></p> <p>笹田委員の再質問にお答えをいたします。</p> <p>介護給付費の道負担金についてであります。道といたしましては、今年度、介護給付費道負担金の交付額について、所要額の精査に努め、的確な予算措置を講じ、市町村の次期計画に影響の及ぶことのないよう、対処してまいる考えであります。</p>